

# 職域がん検診体制整備奨励金

県内事業者でがん検診受診促進のため下記の取組を実施して、社員ががん検診を受診した場合

1事業者あたり **最大15万円** を支給します！

## ○奨励金の対象事業者

- ・福井県内に本社または事業所を有していること。
- ・1人以上の従業員を雇用していること。
- ・**就業規則**または**社内規程**を整備していること。
- ・下記の取組みのうち**1つでも**を実施している。
- ・公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員と密接な関係がないこと。
- ・県税の未納がないこと

## ○対象となる取組み

- ①がん検診を受診する際の特別休暇制度を設ける
- ②がん検診の受診時間を勤務扱いとする制度を設ける
- ③従業員ががん検診を受診する際の費用を一部負担する
- ④定期健康診断の項目にがん検診の検査項目を追加する

詳細はホームページをご覧ください

福井県 がん対策



【申請先・問合せ先】福井県健康福祉部保健予防課がん対策グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

TEL：0776-20-0349

メール：hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp

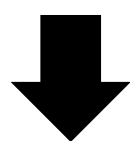
## ○支給額について

- ・ 奨励金の支給は、1事業者当たり1回限り
- ・ 対象となる取組みを整備した年度内に、制度を利用して従業員が下表に定めるがん検診のいずれか1つ以上を受診した場合に、1人あたり5,000円を補助する。
- ・ 1事業者あたりの上限は150,000円（30名分）。
- ・ 予算の範囲内での支給

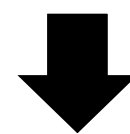
種類	検査項目
胃がん検診	胃内視鏡検査または胃部エックス線検査
大腸がん検診	便潜血検査
乳がん検診	乳房エックス線検査 <del>または超音波検査</del>
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診

## ○申請・支給までの流れ

① 対象となる取組みを就業規則または社内規程に追加



② 従業員が制度を利用してがん検診を受診



③ 支給申請書兼実績報告書等、請求書を提出

### 【提出書類】

支給申請書兼実績報告書

就業規則または社内規程の写し

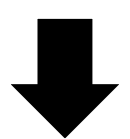
従業員ががん検診を受診したことが確認できる書類

県税に滞納がない旨の納税証明書または納税確認同意書

地方消費税の納税証明書

※ 県に登録済の口座がない場合や登録済口座の変更が必要な場合

債権債務者登録申請書



④ 審査 支給